

歯科保健医療事業推進補助金交付要綱

平成 26 年 6 月 6 日 保健福祉局長決定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人神戸市歯科医師会（以下、「市歯科医師会」という）が行う歯科保健医療に関する事業の実施にあたり、市歯科医師会事務局が必要とする間接経費の一部を神戸市が補助することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助の目的)

第 2 条 この補助金は、市歯科医師会の自主事業及び神戸市補助事業など歯科衛生推進事業を通じて、神戸市民の歯科保健医療の向上を図ることを目的に活用する。

(対象経費)

第 3 条 この補助金の対象となる事業及びその対象経費は別紙 1 に掲げるとおりであり、これ以外の用途に使用してはならない。

(交付申請)

第 4 条 市歯科医師会は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書

(交付決定及び補助金の額)

第 5 条 市長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により市歯科医師会に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定にあたり必要な条件を付することができる。

3 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において決定するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第 6 条 補助金は、前条の交付決定後、概算払することができる。補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

市長は、その請求内容が適当と認めるときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付する。

(補助事業の変更等)

第 7 条 市歯科医師会は、補助事業の内容若しくは遂行計画又は補助事業に関する経費の配分（市長が定める軽微な変更を除く）の変更を行おうとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 5 号）により、市歯科医師会に通知するものとする。

(事業実績報告)

第 8 条 市歯科医師会は、補助事業実績報告書（様式第 6 号）を会計年度終了後速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(交付額の確定及び精算)

第 9 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

(1) 補助金額等確定通知書（様式第 7 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 16 条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後 30 日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(帳簿の備付け)

第10条 市歯科医師会は、本要綱に基づく補助金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(調査報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、市歯科医師会に対して、補助金の執行状況について報告を求め、または帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、市歯科医師会が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
 - (2) 補助金を該当交付の目的以外に使用したとき
 - (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は健康局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月6日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日以後施行日前における別紙1に掲げる対象事業及び対象経費についても、この要綱に基づく補助金の使途として認めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

歯科保健医療事業推進補助金対象事業及び対象経費

1 対象事業

- ・ 訪問歯科診療事業・訪問口腔ケア事業
- ・ 歯科健康診査
- ・ 介護予防等口腔ケア研修事業 等
- ・ 学校歯科保健事業
- ・ 市民啓発事業
- ・ フッ化物利用事業 等

2 対象経費

上記事業を実施するにあたって市歯科医師会事務局が負担する上記事業の実施等にあたり費用を明確に切り分けることのできない下記の経費とする。なお、上記事業における補助金等または他の委託事業・補助事業において、別途市が負担している経費は対象としない。

事項	説明
人件費	職員給与費、福利厚生費等の一部（上記事業の実施にかかる分に限る）
事務所費	設備管理費、光熱水費等の一部（上記事業の実施にかかる分に限る）
会議費	会議費、通信費、交通費等の一部（上記事業の実施にかかる分に限る）
消耗品その他	消耗品費、印刷製本費等の一部（上記事業の実施にかかる分に限る）